

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和7年12月12日（金曜日）
開会 午前10時 0分
閉会 午前11時41分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長 加藤 保博	副委員長 太田 善介
	委員 大月 真一	委員 溝手 宣良
	委員 三宅 啓介	委員 深見 昌宏
	委員 津神 謙太郎	
(欠 席)	なし	
(その他出席者)	なし	

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原 純	同主幹	関藤 克城
同主幹	岩佐 知美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市长	中島 邦夫	政策監	難波 敏文
総合政策部長	入野 史也	政策調整課長	林岡 啓里
総務部長	内田 和弘	財政課長	岡中 真知
産業部長	西川 茂	農林課長	山木 誠哉
農林課主幹	山村 上敏	観光プロジェクト課長	赤井 升
建設部長	平田 壮太郎	建設部参与	大田 昇
地域応援課長	日高 黒由	地域応援課主幹	中原 行彦
土木課長	矢木 武司	都市計画課長	和田 章
建築住宅課長	林輝 昭	上水道課長	浅野 龍治
環境水道部長	西村 佳子		
上水道課主幹	但野 泰利		

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和7年12月12日

総社市議會議長 三宅 啓介 様

産業建設委員会
委員長 加藤 保博

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第89号	総社市国民宿舎条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第90号	総社市砂川公園指定管理者の指定について	原案を可決すべきである
議案第91号	総社市手数料条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第92号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第94号	令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきである
議案第95号	令和7年度総社市水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきである
議案第96号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
議案第97号	市道の路線変更について	原案を可決すべきである

開会 午前10時分

○加藤保博委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第89号 総社市国民宿舎条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 それでは、議案第89号 総社市国民宿舎条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

この条例の改正は、国民宿舎サンロード吉備路の入浴料等の料金を改定し、同施設の安定的な経営の一助にするため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして御説明いたしますので、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

第17条の使用料の別表第4中、大人の日帰り入浴につきましては「620円」から「800円」に改正し、1日利用は廃止しようとするものでございます。小学生の日帰り入浴につきましては、「310円」から「400円」に改正し、同じく1日利用は廃止しようとするものでございます。また、4歳以上の未就学児を幼児とした新たな区分を設け、入浴料を200円としております。回数券につきましては、「6,200円」から市内に住所を有する方は「7,000円」に、市外に住所を有する方は「8,000円」にしようとするものでございます。また、温泉スタンダード使用料1回100円について、「100リットル」から「50リットル」に改めようとするものでございます。

備考欄につきましては、入湯税の表記を整備し、新しい幼児区分の説明を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 料金改定ということで、事情もよく理解はできるつもりなんですが、一応そうはいっても料金が上がると客足に影響を及ぼす可能性もあろうかと思います。今、指定管理を受けている業者と、当然この料金規定に変更して、これでも十分採算が取れる、客足にはあまり影響はないよというような話合いを当然持たれた上でこの改定になっていらっしゃるかどうか、そこを確認させてください。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 指定管理者のほうとの相談につきましては、もちろん事前に条例改正の案をする前に先方のほうと協議をいたしまして、委員おっしゃるとおり、上げ過ぎても客足は遠のく、それから近隣の施設ともあまり安過ぎてもいけませんし、そこら辺も指定管理者のほうとはしっかりと話し合っての値段設定で、この案を上程させていただいております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。安心をいたしました。

もう一点、ちょっと直接この条例改正に関わらないかもしれません、入浴施設で今混浴の年齢制限が問題になることもあるうかと思うんですが、ここは混浴の年齢制限とか、そういうことにについて、何か別段決まりがあってトラブルがあってとか、そういうことはないでしょうか。もしあるのであれば、せっかくなんで、そういうことも検討されたらいいのかなと思ったんですけど、いかがでしょう。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 混浴の年齢制限といいますと特には設けておりませんが、フロントのほうで性別を確認して、男湯、女湯のほうに御案内するような形にしております。

委員御提案の件を踏まえて、指定管理者とどういう形ができるか、今後検討していこうかと思います。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 すみません、ちょっとまたお伺いしますけど、先ほどの溝手委員の質問に関連するんですけど、今この値上げをして客足が遠のいた場合、またもとの値段に下げるというような、そういう選択肢も今後出てくるということなんですかね、どうでしょうか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 結論からいいますと、そのようなことはしないと思われます。こちらの料金設定も指定管理者との相談もしましたが、県内の75施設、あるいは圏域の20km圏内の温泉が、人工、天然は一緒として、温泉としてうたってる施設、それからまたサウナがある施設、そういうのを十分検討いたしまして、この料金設定でしておりますので、今でも日帰り入浴客のほうは非常に多くございますので、そのような状況でこの設定にしておりますので、変更は今後は下げるようなことはしないと思っております。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。十分に検討されて、この新たな価格が設定されるというふうなことが分かりましたので、以上でございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 料金、この改定、多分3割近く上がるんでしょうけど、もともと上げる根拠を示していただきたいのと、これは入浴料だけですけど、宿泊料はそのまま同じにしてるんかどうかと

いうことをお尋ねします。

○加藤保博委員長　観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　根拠は、条例の最初の一部改正の要旨にも書いておりますように、経営の安定化を図るため、物価高騰等に対応するためというのが一番でございます。

（「宿泊料」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　宿泊料につきましては、もう以前、2年前ですか、指定管理者を募集する前に値上げのほうをさせていただいております。付け加えますと、入浴料のほうは市民の方が銭湯代わりに使われてる方もいらっしゃいますので、そのときにはもうあえて値段は据置き、お風呂の値段については据置きにさせていただきまして、宿泊料等は値上げをさせていただきました。ですから、やはりもう2年近くたってみて、物価高騰、燃料費も高騰しておりますので、そちらのほうに合わせまして、致し方なく値上げをするような次第でございます。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員　今回幼児枠をつくった理由とか何かありますか。

○加藤保博委員長　観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　今回、先ほど申し上げました県内とか近隣とかを調査した際に、うちにはそういうふうな年齢設定はなかったんですが、そういうふうな年齢設定をしてるところが多ございました。宿泊料につきましても、そのような価格設定をしておりすることと、それから申し上げていいのかどうか分かりませんけど、幼児を連れて、大量に園児を連れて先生が入ってきて、先生は入浴料を払いますが園児はただで、混むのを一層助長させるというような事例も指定管理者のほうから聞いておりまして、そういう事例も踏まえまして、今回値段設定をさせていただいております。

○加藤保博委員長　太田副委員長。

○太田善介委員　今の事情でちょっと分かった気がしたんですけど、例えば親が入るとなったら子どもを入れざるを得ないというのが多分実情だと思うんですけど、通常は。例えば親、家族1人の場合は、例えば子ども2人までとか、3人までとか、家族であつたら無料にするとか、何かあってもええんじやねえんかなという気はするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○加藤保博委員長　観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　委員おっしゃるのも利用者の方に寄り添ったような形ではあるとは思うんですが、ただ運営上、家族であるかどうかとかの身分を証明するものをお持ちくださいとか、実際運用上なかなか支障を来しまして、そういうふうなところも踏まえてどこかないかなと

思いましたが、やはり一律そういう形で値段設定をしてというような状況でございまして、今回このような案を提示させていただいております。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと1点だけ教えてください。

温泉スタンドの使用料のほうです。従前が100リットルで100円、これが改定すると50リットルで100円にすると、実に倍の値段になります。この考え方、どういう考え方の下にこういう設定したのかということと、もし分かれば過去のどのぐらいの利用があったのかというのが、分かれば教えていただきたい。数字が出れば今教えていただき、分からなければ後ほどでもいいんですけど、ちょっと考え方と過去の利用状況が分かれば教えてください。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 まず、値段設定のほうなんですが、今回倍にということでさせていただくのが、温泉スタンドのほうが非常に維持経費がかかるということがまず1点です。

それから、過去の利用者数なんですが、これも多数いらっしゃれば、あれとは思うんですが、昨年度で申し上げますと、年間で582利用されとりまして、582回というか、582人というか、はい。という形です。利用状況はそういう状況でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 維持経費がかかるということで、ある程度理解いたしました。はい、分かりました。

○加藤保博委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 ないようあります。

ではこれをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第90号 総社市砂川公園指定管理者の指定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 議案第90号 総社市砂川公園指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

砂川公園につきましては、平成20年4月以来、指定管理者において管理をしており、平成28年4月以降、公益社団法人総社市シルバー人材センターを指定管理者としておりますが、現在の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、総社市砂川公園条例及び総社市公の施設の指定管理の指定の手続等に関する条例に基づき、指定管理者を公募し、選定を行ったところでございます。

指定管理者の応募は1団体からあり、総社市砂川公園指定管理者選定委員会においてプレゼンテーション、ヒアリング審査を実施し、その結果、現在に引き続き公益社団法人総社市シルバー人材センターを令和8年4月1日から5年間の指定管理者の候補として選定いたしましたので、砂川公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 ではこれより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 砂川公園の管理をされるということなんですが、これ駐車場も管理の範囲内に入ってるんだと思いますが、どの程度を駐車場に関して管理をされているのか。要は砂川公園の利用者ではない方が止めている、とはいえば鬼ノ城まで歩いて登るんだとかといった方も多い砂川公園の駐車場に車を止めて、歩いて上がる方も非常に多くいらっしゃるというふうには認識をしておるんですが、全く関係のないある業者が非常に大量のダンプを止めて、非常に黒尾地区の住民からも苦情が上がってるということは当然よく御存じのことだと思うんですが、そうした場合に指定管理者として駐車場に、あなたたちはここに止めてはいけませんというような権限まで持つて管理をされるのか、それともそういった場合にはもう特に道路交通法上とかに明らかに反していない限り何も言えないといったような状態の管理なのか、そういった状態で駐車場内でトラブルが発生した場合に、この指定管理者への責任はどの程度及ぶのか、その辺をちょっと明確にしていただきたいというふうに思います。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 ただいまの御質問でございます。

まず、砂川公園を御利用いただく対象は、砂川公園の利用者でございます。まず、そこが第一にございますが、委員おっしゃいますとおり、鬼ノ城へ向かうための一時的な駐車であったり、あるいは公園利用者以外の方の駐車も現実的にはあるところでございまして、私どもも把握しているところでございます。

まず、公園の御利用者以外の方の利用につきましては、現状で駐車場に停められる一件一件の

方々について、どこを利用するための駐車ですかというようなことで、現状は確認はいたしていないところでございますが、特に公園の御利用者の方に御迷惑がかからない範囲なのであれば、御利用いただいて結構かとは思っております。

ただ、それによって公園の利用者の方に、本来の利用者の方に迷惑がかかるような状況であれば、当然その駐車場の利用は差し控えていただくような方向でお話をさせていただく必要があると思います。現状、指定管理者にそこまでの確認を求めてるものではございません。

また、駐車場の利用の上でのトラブルが起きたときにどうするかでございますが、事故等も含めまして、何かしらトラブルがあったときは指定管理者と私ども都市計画課のほうで情報を共有させていただきながら、対応と一緒にさせていただくことにしておるところでございます。今後こういった事案が起きたときにどのようにするかというのは、また検討してまいりたいと思いますし、何よりも公園利用者の方に、また地元住民の方々に御迷惑をかけないようにするようにしないといけないと、ルールを定めないといけないと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 しかし、現実には起きた話でございまして、あの大量のダンプの駐車は指定管理者としてはそこを注意する権限もなかったということなんですよね。だから、管理はする必要もなかったということなんだと思うが、それが変わらない状態であるということになると、今後もしそういうことが発生した場合に、明確にこれは公園利用者ではないでしょう、または周辺を散策されてる程度のそういうことではないでしょうということが明確な場合にも、また何も言う権利はないし、注意する権利もないということになろうかと思います。そうした場合には、では土日、祝日であっても、公園管理者として担当課、担当職員の例えはホットライン的なものがあって、そこに連絡をすればすぐに担当課の職員が来てくださるのでしょうか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 駐車場の維持管理、維持と管理も指定管理者の業務としてお願いをいたしておるところでございますので、必要な注意はやっていただく必要がございます。それはもう現行の協定でも変わりはございません。今後もその立場でお願いをしたいと思っております。

一番のところは、公園の利用者以外の方の駐車という点でございます。一番は公園、そこに駐車場に車を止められることによって、公園の利用者に、あるいは地域の皆様に御迷惑をおかけするか否かという点でございます。現行で大きなトラブルがあったと、御迷惑をかけたという事案があつたということは、私どもも把握しております。今後このようなことがないように、指定管理者と協力をしながら、適切な駐車場の管理に努めてまいりたいと思っております。

そのため、もちろん私、都市計画課長のほうには土日も含めて、夜間も含めて、何かしらあったら連絡をいただくように、都市計画課のほうにも連絡をいただくようにしておりますが、基本的には指定管理者の中で解決をしていただいて、指定管理者の業務の中で解決をしていただいて、その

上で御報告をいただくということ、こういう取決めになっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。そうなると、土日とか夜間でも待機ということになってしまふんでしょうけれど、そこについてどのような体制で待機をしているのかまでは、あえてここでは聞かないことにしておきます。何かあつたら都市計画課のほうが対応できる体制であるんですよということは確認させていただきましたと同時に、総社市シルバー人材センターが指定管理者となつた場合には、その指定管理者のほうで、総社市シルバー人材センターのほうで、駐車場の管理も適切に行っていただくんだと、そこに対して明確に例えば公園利用者に迷惑がかかるような駐車がしてあれば注意をする、その状況を解決するようにする必要が指定管理者としてあるんだということを確認させていただきました。ありがとうございました。

ではもう一点、駐車場ではない公園管理のことについて、改めてまたお聞きするんですが、ここが割と野猪にも困っていると、野猪、イノシシですね。イノシシ被害にも割と困っているというようなことをお聞きいたします。公園内にいわゆるイノシシが、イノシシに限らずでしょうが、そういった獣害が発生しないように対策を施すことは、これはまたこれも指定管理者に委ねられているということになるのでしょうか。その委ねられているというのが、要は防御柵を設置するようなことも指定管理者のほうで行わないとならないのかどうかといったことをお尋ねいたします。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 委員おっしゃいますとおり、獣害は深刻な問題でございまして、砂川公園も例外ではありません。今現在でもイノシシの被害というのは、報告を私どももいただいております。電気柵であったり、いろいろな幾つかの対応策はあるとは思うんですが、それら全てお金がかかる話でもございますので、全て指定管理者にお任せをするというものではございません。指定管理者に今委託するそのお金の中で、委託料の中で賄えるものであれば、低額なものであればお願いをするようになるんですが、大きな金額のものにつきましては私どものほうと相談しながら検討してまいりたいと思っております。また、今まで検討してまいりましたので、それを今後も引き続き同じ体制でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。

確認なんですが、今現在防護柵、電柵であつたりがもう設置してあるんでしたっけ。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 まだ電気柵までは設置してなかつたと思います。敷地内をぐるり囲ったような格好では設置してなかつたと思います。すみません、まだそこまでの設置は至つてなかつたと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 そうすると、先ほどの答弁の中にあったように、もう僅かであれば、じゃあその指定管理の委託料の中でやってほしいということなんだと思いますが、やはりそれだと多分手作り感満載の防護柵になってしまふんだと思うんです。手作り感満載が悪いわけじゃないんですよ。でも、どうしても例えれば一般的に農家の方はワイヤーメッシュを張り巡らさせたり、仮にそれが何らかのくいを打ってネットを張るといったようなことでも、そこに当然公園の利用者もいらっしゃるわけで、その公園の利用者は本当に老若男女様々な方々が御利用になられるので、そういういた柵についての逆の安全策という、野獣が、野獣というたら何かちょっと表現が間違えましたけど、イノシシの、野生の獣の、一緒か、野獣だったらね。防護柵も必要ですし、その防護柵に対するその利用者への安全策というのも必要になってくるんだと思うので、そこを総社市シルバー人材センターにもう本当にやってねという形でいいのか、もちろん協力してという形だったんですけど、何らかの事故、トラブルが起きる前に、ある程度もう市でそちら辺の対策はしていただいたほうがいいんじゃないかなという気がいたしますが、そのあたりの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 委員がおっしゃるとおりで、何かしら事件が起きて利用者がけがをされたり、そういうことがあってはいけません。ですので、指定管理者と相談をしながら対策を講じたいと思います。また、そのときにはお金がかかる話でもございましょうから、また議会の皆様方と御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 では、よろしくお願ひします。できるだけ早急に対策をしていただきたいと思います。利用者も非常に多い公園ですので、事故が起きる前の早め早めの対策をよろしくお願ひいたします。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 すみません、ちょっと参考に教えていただきたいんですけども、今回の指定管理者の選定の方法なんですかけども、これ満点評価で1,000点という、そういうふうな評価をしていて、632点であったって書いてあるんですけど、これ合格点は何点なんですかね。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 合格点は何点以上というような基準は設けておりませんが、ただ点数に関しまして設けた基準といたしましては、満点の50%に満たない場合、あるいは全委員の評価項目の中で一つでも、1項目でも0点があった場合は優先交渉者にしないというような条件は付しました。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。こういう評価点、点数で評価するというのは、ここ砂川公園の管理者だけをしているんでしょうか、ほかの何か指定管理者の選定はこういうふうなことはしてないということなんでしょうか、ちょっと参考までに教えてください。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 私ども都市計画課のほうで実施いたしました、こういったヒアリング、プレゼンテーション審査におきましては、全て得点をもって評価することとしております。ただ、一般論で申し上げましたら、こういった審査方法におきましては点数をもって評価するのが一般的かなと思います。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 どうもありがとうございました。分かりました。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと教えてください。

先ほどの溝手委員の質問にもちょっと若干関わるんですが、やはり安全管理というところが非常に重要だというふうに思っておりまして、この選定基準の中に安全管理に相当するような配点というのは、どの程度を考えられているんですか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 ただいまの御質問でございます。

1,000点満点中375点が安定運営というところに関しましての配点でございます。その中で安全管理に関する配点といたしましては、約半分が安全管理に関するものでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。これ書き方の問題なんですけど、選定基準の中の安定運営というところが1人75点で書いてあるんですが、その実に半分が安全管理ということであれば、ここに安全管理という項目を付け加えていただきたいというのが、これ公募をかけるときも、総社市は今年清音で大変残念な事故があったと記憶しておりますけれども、やはりさっきのイノシシもそうですが、利用者に何かあったら一番やはりよろしくないので、この公募をかけるに当たって、安全に対して総社市は非常に力を入れてんだよという意味も込めて、この基準の中に安全管理という項目を増やすべきかどうか、それは考えてもらえばいいんですけど、そこに力を入れてることも含めて重点を置くべきだと思いましたので、参考程度に今後検討していただきたいと思います。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 ありがとうございます。

私ども都市計画課のほうで実施する全てのこういった審査につきましては、委員おっしゃいますとおり、安全管理の項目も前面に出して今後審査をいたしたいと思います。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 ではこれをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第91号 総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○林 輝昭建築住宅課長 議案第91号 総社市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この一部改正は、建築基準法施行令の改正に伴い項ずれが生じたことから、関係条文の整備を行うものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表で御説明させていただきます。

別表第3は、建築基準法に関わる申請手数料で、建築基準法施行令第137条の12「第6項」を「第11項」に、「第7項」を「第12項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 ではこれより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 ではこれをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定いたしました。

次に、議案第92号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

農林課長。

○中山知輝農林課長 議案第92号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明申し上げます。

本委員会の所管に属する部分を便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の12、13ページを御覧ください。

第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金410万円につきましては、農地中間管理機構を活用し、地域の担い手への農地集積を行うことによる農地利用集積事業補助金を交付しようとするものです。

続きまして、同款、同項、第5目農地費、第10節需用費730万円につきましては、そのうち500万円は古母池揚水機の緊急修繕に要した費用を補填するため、予算の増額を求めるものでございます。また、230万円は揚水機やため池の面修繕等に伴う修繕料に不足を生じる見込みとなったため、予算の増額を求めるものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、第27節繰出金529万円の減額は、国民宿舎事業費特別会計において実績額確定による消費税の還付がございましたので、これに伴って繰出金を減額するものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費、第10節需用費1,000万円の増額は、市道アンダーパスの排水設備の不具合や街路灯の故障、道路の損壊など、緊急対応に要した修繕費用を補填するため、予算の増額を求めるものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、10、11ページにお戻りください。

第13款分担金及び負担金、第1項分担金、第6目農林業費分担金23万円につきましては、歳出で御説明いたしました揚水機等の修繕に伴う地元分担金でございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第6目農林業費県補助金410万円につきましては、歳出で御説明いたしました農地利用集積事業補助金における県からの補助金でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 ではこれより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款項目、そして事業名を言った後に主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただこうよお願いいたします。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 予算書の12、13ページ、先ほど御説明をいただきました揚水機のことです、古母池の。これが第6款農林業費、第1項農業費、第5目農地費で第10節需用費の揚水機の修繕料、これ730万円、すみません、聞き取るうちに古母池というのは聞こえたんですけど、古母池の揚水機だけでこれだけの金額がかかったという理解でよかったですけど、すみません。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 溝手委員の御質問にお答え申し上げます。

補正予算のうち500万円の修繕料につきましては、地域応援課が発注した古母池の緊急対応分の修繕ということでございます。それを補填した上で、農林の関係の土木担当への要望への対応に充てていくという格好でございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。

それでは、ごめんなさい、ちょっと私もあっちこっち行って分かりにくくなってきてるんで、調書で申させていただきます。

調書の20ページの第6款農林業費、第1項農業費、第5目農地費のうちの揚排水機の先ほどの、だから730万円のうちの500万円が古母池の揚水機等でしたので、こちらの残りの230万円の修繕料というのは、どこで何をされたのかなというのをちょっとお尋ねします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらの230万円の修繕料でございますが、当初予算を取らせていただいておりましたが、この夏非常に渴水ということで、揚水機であるとかパイplineの稼働が非常に多くございました。施設自体もちょっと老朽化しておるところも多いという状況もありまして、非常にこの夏の渴水に伴う修繕であるとか、そういう費用が非常にかさんでおりまして、年度を通して、これから11月から3月に、水がない時期にする工事というのが一定量ございますので、そういうところにちょっと不足を生じる見込みとなっておりますので、その部分に充てるために230万円補正予算をお願いしておるという状況でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知しました。複数箇所あるよと。渴水、実は県北のほうは割と、新見市のほうは降ったんで、高梁川の水を使っているところは多分問題なかったんですが、いわゆるため池を使って水を得ているところがかなりの水不足になつたので、例えば楨谷地区の水をもらうとかいうような、ああいうことですよね。そういうところの揚水機、送水機、そういうものの修繕が多かつたということで。

これに伴って、今予算は、補正予算はこれでよいのかなと思うんですけど、ここで聞くことでは

ないと言われたら以上終わりですが、来年度の当初予算にある程度もうちょっと反映させていただいて、もう計画的に修繕していく、緊急修繕ではなく計画的に修繕していくということにも力を入れていかないと、また夏に実際に水が要るというときに困ってしまうんだというふうに思うんですが、この補正予算を挙げるに至って、本予算、当初予算にもそういったことを盛り込んでいく予定なのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 御意見ありがとうございます。

まさに施設、非常に老朽化しておりますので、計画的に順次行っていきたいという気持ちは持つておるところでございます。ただ、委員もよく御存じのとおり、地域においてかなり大規模な事業になりますと、地元負担の関係であるとか、様々な事情も出てまいりますので、そういったところを加味しながら、地域の皆様の同意がいただけるもの、また有利な補助とかが活用できるものにつきましては、例年予算配当させていただいて事業させていただいておるところでございます。

ただ、全ての老朽化のものに対応できるようにはちょっと至っていないというところは反省すべきところかなと思っておりますが、その上で、何とか施設を使用する中でどうしてもやっぱり緊急で壊れるものというのはございますので、そういったところをこの予算で手当てをさせていただきながら運用しておるというような状況でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。大規模な修繕とか、もう全取替えみたいな話になると、それは確かに大量のお金も要るし、何なら1年間ぐらいもしかしたら水が送れないよという、ため池の水はどうにか使えても、渴水したときの対策ができないよということにもなりかねないので、本当にこれはそこの利用者、受益者ですね、受益者の方々の負担も考えると、慎重な計画が必要なんだろうとは思いますが、そういったことも計画には入れていっていただきたいというふうに思いますのと同時に、たまたま農林課長の後に総合政策部長の顔が見えるんですが、こういった例えば田んぼなどに水が必要なくなる可能性があるんです、総合計画を見る限りね。そういうことは、こういった修繕にも影響してきますし、その土地その土地の今後の在り方に大きく関わってくるので、もうこれ以上あまり水が必要でないんであれば、そういった送水管や揚水機を大きなお金をかけて修繕する必要もなくなるかなというふうに思いますので、決して農林課であったり、地域応援課とか、そういったところだけの話ではなくて、総社市全体でちゃんと考えていかなければならない問題ですので、ちゃんと横串を通して話を総合的に考えていくべきだというふうに思います。

○加藤保博委員長 これは、どなたに答弁を求めてますか。総合政策部長も出ましたけど。

○溝手宣良委員（続） お答えいただけるんであれば。

○加藤保博委員長 じゃあ、答弁はもうよろしいですか。

○溝手宣良委員（続） 答弁なしでいいです。

○加藤保博委員長 では、深見委員。

○深見昌宏委員 調書の18ページ、同じく農林業費の草田の件なんですけれど、これちょっと私あまり理解がでなくて、県から410万円いただいて、400万円の補助を出すということで、ちょっと詳しくどういった事業をするんですか、ちょっと教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 機構集積協力金についてなんですけれども、地域の担い手の方、農業される方に、その地域の農地をできるだけ集約して貸し出す、農地中間管理機構を活用してそういう一定のまとまった集約化を進めるということに対して、地域への協力金ということで補助が出る制度になっておりまして、先ほど市が出して県からそのまま入ってくるということなんですけど、まさに10分の10、補助がいただけるという制度でございます。ただこれ非常にその集積の要件とかが今厳しくなっておりまして、なかなかその地域における8割の農地を一定数集積していくという事業になりますので、かなりハードルが高い事業になるんですけども、今回、地域の協力とか参入される企業の御努力とかもありまして、それがほぼまとまりそうであるということで、今回この補助を利用させていただこうとするものでございます。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 ざっくりとは分かったんですけど、企業が参入して企業が取りまとめをするんですか、地域の取りまとめというのは。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 実際には、何をもってその数字を出すかといいますと、農地中間管理機構への貸付け、要は土地の所有者の方と農業をされる方の契約がなされた面積ということになります。なので、その地域において、今回草田の件で言いますと、ある企業がその地域で大規模で農業をされたいというお話がありまして、その地域の地権者の方々がそこに、じゃあお貸しますよということで契約を結ばれた、その面積要件に応じてその補助が出される、そういった事業になります。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すばらしいことなんんですけど、地域とその企業とがうまいこと話し合いができる、トラブルのないようにしていただければ一番いいことだろうなというふうに思います。大体これはもう順調に進んでるということでよろしいんですね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらにつきましては、地域の方々、地元の流動化推進員の協力もいただきまして、非常に順調に進んでおるかなというふうな感触は持っております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 先ほどのお話ですね、草田地区へ新たな農業で事業をされる方が参入されてくる

という話、今先ほど深見委員のほうからもありましたけれども、やはり行政として、地元の方と新規に入られてこられる事業者の方、ここをうまい具合に取り持ちをしてあげないと、地域の方とのトラブルですかね、そういうふうなことが往々にしてどうもそういうことがあり得るというふうなことをよう聞きますので、その辺は十分に行政のほうとしてもうまい具合な配分というんですか、うまいあんばいのやり取りを仲介してあげてほしいと思います。その辺についてのお考えのほう、もうちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、やはり地元と新たに入られる企業というところで、最初はやはりどんな企業が来るのかなということで、地元としても御心配が非常にあったかというふうに思っております。その上で企業の方にも、地元での説明会をしていただいたり、他市で取組をされてる事例であるとか、どういったことで事業を進めていくとか、社長自ら来ていただいてお話を来ていただいたりとか、そういう形でこの事業を進めさせていただいておりまして、その中で地域の自治会の方を中心に、非常に良好な関係で今やり取りをしていただいておるという状況でございますので、委員おっしゃられる、地域での今後トラブルにならないようにというところも踏まえまして、そういうことがないように、市として支援できるところはさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。そういうふうな形で、十二分なフォローをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費、第10節需用費、この説明で修繕料で災害復旧だったんだよと、市道アンダーパス等というふうに、そこまでは聞き取れただんですけど、すみません、私が説明を全部正しく聞き取れなかつたと思うのが、この市道アンダーパス等というのがちょっと印象に残つたので、この市道アンダーパスのその修繕というのはどういったものだったのか、もう水が一切はけなかつたから冠水したとかというようなことが発生したんだったら、私そこまで把握していないので、どこでそういったことが起きたのか、そこは修繕が本当にもう終わつて、周りの側溝とか、そういった排水先もきれいになって、もうそういうトラブルは起き得ないのか、あと多分それだけじゃなくて、ちょっと思ったのが、市の公式LINEからの通報システムとかでたくさん通報できて、道路の修繕とかは依頼できるようになったと思うんですが、そういった件数も増えたことに伴つて、こういった修繕料が不足してきて、ここに補正予算が挙がってきてるのかなとも思ったんですが、そのあたりのことをちょっと詳しく教えていただけますと助かります。よろしくお願ひします。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 溝手委員の御質問にお答え申し上げます。

今回、緊急的に当初では予期していなかった、先ほどアンダーパスという話がありましたけれども、そういう道路施設の復旧費を、予算を先食いしてしまいましたんで、それに充てた1,000万円を今回補填して、土木担当員要望とか、以後の修繕に活用するということで補正予算を求めるものでございますということです。

アンダーパスのうち、門田小寺本線のアンダーパスについては、ちょっとマグネットスイッチ動作に不具合があって、そうするとポンプの運転ができないというところが点検結果で分かりましたので、そのあたりの修繕、それから高松田中西阿曽線1号道のアンダーパスについては、ポンプ機能のつり金具が破損してましたので、その修繕、東総社中原本線については自家発電のヒーターの故障がございまして、これが修繕してなかつた場合には非常に発電機が作動していないということも考えられるので、そのあたりを改善したというところでございます。全てアンダーパスについては改善してますので、浸水したとかということはございません。

それからもう一点、総社市公式LINE通報の影響かということですけれども、そうではなくて点検業者の点検結果であるとか、ほかにも道路の損壊とかは土木担当員からお聞きしたものについて緊急的に修繕をしたというところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。門田小寺本線のところではマグネットスイッチが正しく作動しないということが、要は点検の結果分かったのであって、そのほか高松田中西阿曽線1号道のアンダーパスも、東総社中原本線の発電機も、全て点検の結果分かったのであって、いつか雨が降ったときに冠水とかしたから分かったのではなく、そういうことが起きる前に事前に分かって、何の影響も、市民生活に影響はなかつたんだということですね。はい、とても安心をいたしました。ありがとうございました。

総社市公式LINE通報が著しく増えたからというわけでもないよと、それがいいのか悪いのかは別の議論だと思うんですけど、はい、承知をいたしました。ありがとうございました。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 ではこれをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は、可決すべきであると決することに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

この際しばらく休憩いたします。約10分間。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 7分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

次に、議案第94号 令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 それでは、議案第94号 令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国民宿舎サンロード吉備路の営業収入の増額及び営業費の増額が主な内容でございます。

まず、1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,400万円とするものでございます。

主な内容につきまして、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第1款事業費、第2項営業費、第1目経営費4,400万円の増額につきましては、物価高騰のほか利用者数の増加に伴う指定管理料の増額及び今年度で支払う消費税及び地方消費税の額の確定による減額でございます。

続きまして、歳入についてでございます。

お戻りいただきまして、予算書の8ページ、9ページをお開き願います。

第1款事業収入、第1項営業収入3,844万3,000円の増額、同款、第2項営業外収入の1,084万7,000円の増額及び第3款繰入金の529万円の減額につきましては、先ほど御説明いたしました利用者数の増加に伴う売上増収、消費税還付金及び今年度の收支見込みに伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 本会議で議案の提出理由の説明のときにもありましたし、今の説明にもあります

たとおりなんですが、調書を見ると、どうしても物価高による増額のように見えてしまうところがあろうかなというふうに思うので、それはあるけれど非常に売上げが予想よりも多かった、事業収入が非常に多かったために、このような措置を講じられる必要があるということの理解でいいんですね。その確認をお願いいたします。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員お見込みのとおりでございまして、物価高騰等によりますのが民間のシンクタンクとかによりますとエネルギー価格の上昇転嫁に伴う食料の高止まりによる押上げとかと言われております。前年度比食料費も15%アップというようなことを聞いております。さらに、委員補足していただきましたが、利用者数の増加ということでございまして、対前年比の同時期、10月までですが、そちらのほうも利益率の高い宿泊とか休憩、宴会ですね、そちらのほうも利用者数も宿泊のほうが4,416名、対同時期の前年比133.2%、また休憩、宴会ですが、そちらのほうも3,185人、去年の10月までの累計を比べて115.7%と、利用者数の増加に伴う補正予算という形で、お見込みのとおりでございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 この消費税が還付されたということなんんですけど、これ何で還付が発生したんですかね、それだけ教えてもらえますか。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 税金のことについては、ちょっとあまり詳しくはないんですが、前年度見込んでた実績額よりも還付する額のほうが多いので、今年度それが返ってくることになりました。それに伴って、消費税の還付がもうされてしまい、払うことがなくなったんで、そこの予算の費目を減額させていただいたような形になっております。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 消費税の多分計算としては、前年比の売上げに対して今年度のみたいな話ですね。そうした場合は、売上げが落ちてると考えていいですか、それとも何かしらの施策があつて、返ってくる話になってるのか、それだけちょっと教えてください。

○加藤保博委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員お見込みのとおり、前年度見込んでいたよりも売上げが落ちたので、消費税が返ってくるような形になっております。

○加藤保博委員長 太田副委員長、よろしいですか。

○太田善介委員 はい。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 ではこれをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第95号 令和7年度総社市水道事業会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、議案第95号 令和7年度総社市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、第2条におきまして修繕費の増額に伴う収益的支出の補正と第3条におきまして国庫補助事業を追加実施することに伴う資本的収入及び資本的支出の補正でございます。

続きまして、予算書の7ページをお開きください。

第1款水道事業費用のうち配水管等の修繕費につきましては、漏水に伴う修繕費用の増加により予算が不足見込みでございますので、1,200万円増額しようとするものでございます。

続きまして、予算書の8ページを御覧ください。

上側の資本的収入についてございますが、第1款資本的収入のうち、国庫補助金を1,180万円増額しようとするものでございます。本工事費のうち、補助対象事業費の4分の1となる1,180万円を充てようとするものでございます。

下側の資本的支出の部を御覧ください。

第1款資本的支出のうち、建設改良費を7,850万円増額しようとするものでございます。県から国庫補助事業として追加実施の要請があったことにより、次年度以降で計画していた泉から黒尾にかけての延長400mの老朽管改良工事を前倒しで実施しようとするものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 これも調書でちょっと聞いたほうが分かりやすいのかなと思って、調書の1ペー

ジ、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費の先ほどの説明ありましたように、要は配水管等の漏水等の修繕が増額だったといったことなんですが、これの、要は想定よりも多く修繕が発生したということなんだと思いますけど、その原因の分析というのはできてるのかどうかをお尋ねいたします。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えします。

漏水箇所は例年並みにあるんですが、今年夏場に特に暑かったと、酷暑だったということで、特に漏水事故というか、漏水が多くございました。その関係で全体的な額が上がったということで、不足する見込みになります。例年と比べてちょっと分析したところでは、昨年度まではどちらかといえば給水管のほうが多いかったんですが、今年度は割と配水管のほうも件数が出てまして、家に引き込む前のちょっと太い管の修繕も多かったということで、それで不足になるので補正させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、多分寒い時期に凍結するから破裂するということは、多分皆さんよく御存じなんだと思うんですけど、夏場に暑過ぎるから漏水するんだという理屈が多分分かりにくいで、暑かつたらなぜ漏水するのかというのをもし説明をいただけたら、その説明が欲しいなと思ったのと、ということは今後はもう寒い時期もそうですが、暑い時期にもそういう漏水のリスクがどんどんどんどん高まっていっているんだという認識でよいのでしょうか。または、その分析結果、要は平均気温が何度以上だったら、こういう事故が多いんですよとかというところまで分かっているのかなと今ふと思ったので、もし分かっているのであれば教えてください。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の再度の御質問にお答えします。

夏場に漏水事故が多い、これは今年度に限ったことではないんですが、例年夏場とそれから冬場も件数があります。水道管の場合は、古い管というのが塩ビ管というか、そういうのを使っています。古い、ちょっとねずみ色っぽい管なんですけど、そういうのが、水道管は地表から1m前後に埋設されているものですから、割と熱を受けやすいということで、管が膨張を繰り返したりすることで管が脆弱になってきて、水道管というのは水圧によって水を送ってますので、その水圧によって破損、破裂して、徐々に地面から地表に湧いてきて、漏水がやっと発見できるということでございまして、理由としてはそういうことで、夏場にも多いということでございます。

それから、何度以上というような分析は特ないんですが、大体もう35度を超えてくると、そこから何日かして、当日ではなくて数日たった後に起こるということが多いなという感触はあります、具体的な日数までは、件数まではちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、繰り返し、先ほどもそうだったんですが、補正予算なんでそこまで聞くのが正しいのかどうかはちょっと私も疑問に思うところだということは申し上げておきながらお聞きをするのですが、なので要は現状の管はVP管が大体1m前後に施工されています。それは私も承知をしておるんですが、今後の対策というものをしなければならないんだというふうに思うんです。それが、私も耐震化という観点は非常に持っておったんですが、この暑さによってまでこういった事故が多いということになると、そもそもVP管をもう全部替えていかなければならない、場所によってはまだ鉄管とか残ってるのかもしれませんけれど、そういうものをいわゆる青ポリ管に替えていくことによって耐震化も図れるし、そういう熱の対応も十分できるんだという認識でいいんですかね。

そうなると、耐震化も含めるけど、もう平時の気温の上昇であったり、冬場の冷え込み状況によっては破損箇所が増える、漏水が増えるということになっているから、より計画的に、しかも早く水道管を交換していかなければならぬということになっていくんだというふうに思うんですが、だからこの補正予算でここまで聞くのがいいかどうかがちょっと疑問ではあるんですが、そういうあたり計画立てていっているのかどうか、この後予算を多めにしようという計画があるのかどうかといったところをちょっと教えていただければ助かります。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 再度の御質問にお答えさせていただきます。

耐震化はもう呼ばれてますが、溝手委員おっしゃるとおり、老朽管の更新というのはこれも大変重要なものです。もうたちまち突然漏水が起こるというようなことがありますので、計画立ててやっておるところでございます。

後ほど国庫補助事業についても、老朽管更新ということになりますが、基本的に今老朽管更新というのは、管更新は今全て耐震管に替えております。塩ビ管等については、先ほど青ポリ管と言われましたけども、ちょっと柔軟性のある管でございますが、そういうものに替えていくと件数はかなり減ってくると思っております。今現在泉団地内を計画的に老朽管更新しておりますが、昨年度以前に比べて今年度はかなり件数がやっぱり減ってきました。耐震管というか、青ポリ管とか鉄管でも最新の耐震化のダクタイル鉄管というのがありますけども、そういうものも布設しておりますので、計画的にそれはもう進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。

続けてになりますが、今度は第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目水道施設整備費で、先ほど御説明がありました、要は県からの要請によりこの耐震化というか、更新を急ぐということなんですが、これ県は何ゆえこの要請をしてきたというところの理由を教えていただけたら助かり

ます。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えさせていただきます。

県から要請がございましたという理由でございますけども、ちょっと国の仕組みが分かりませんけども、令和6年度から水道の所管のほうが厚生労働省から国土交通省に変わりました。それで、予算の配分の仕方が、国土交通省の中でのちょっと詳しいことは分からいいんですが、補助金が一括で配分されないことが多いくて、大体5割とか6割が当初に予算補助内示されて、残りをまだ残して、また配分先を探すというようなことがあったりしまして、その関係で県から追加の要請があつたということでございます。

それから、割と水道事業というのは、基本的には地方公営企業法に基づく独立採算というのが大前提にございますから、事業体によっては今回のように追加でどうですかという依頼があった場合あまり手を挙げられない事業で、結構裕福などといったらあれなんですが、補助金を使わなくても大丈夫な事業体については手を挙げられないんで、結局老朽管とか耐震化率が低いようなところがやっぱり手を挙げていくだけになってくるんで、額的にそんなに多くないですの、そういうところで総社市にどうですかということがございましたので、今回前倒して予算計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということは、今年度、特に前年度よりもこのおかげでたくさん伸びたとかいうわけでもない。あえて総社市には著しく老朽管が多いから早くやりなさいとか、そういうわけでもなく、あくまでそういった所管がまず変わった、厚生労働省から国土交通省に変わって、システムが変わったことに伴うのであって、ということなんですね。特に総社市がどうのこうのというわけではないと、ただ総社市は老朽管の更新が、比較的裕福ではないから遅れているとも言えるという認識でよいのでしょうか、そうではないのでしょうか。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の再度の御質問にお答えいたします。

基本的には、県からすればいかがでしょうかということだったんですが、総社市とすれば、ぜひ補助金を活用したいという思いも実際ありました。と申しますのが、現在御承知のとおり、水道料金の改定のほうも今進めさせていただいております。その中で、こちらの御説明の中でも補助金の活用もしっかりとしていくということで、料金改定の上げ幅も最低限にしたいという説明もさせていただいたところでございます。その中で、現在活用させていただいてます老朽管対応の補助金ですけども、対象条件に料金回収率というのがございます。令和6年度決算でちょっと100%を下回った関係で、来年度以降、同じ事業での補助金が取りあえず1年から2年使えないという事情もあって、今回のものについては、予算計上できれば今回の分については対象になるということも、

その理由もございます。2点あります。

いずれにしても、老朽管更新を進めないといけないというのが一番ではございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 ではこれをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第96号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 議案第96号 市道の路線認定について御説明申し上げます。

このたび認定しようとする路線は7路線ございます。これらの7路線について御説明いたしますので、路線番号、路線名などの内容をまとめた表を御覧ください。

認定する7路線は、大きく分けて開発に伴う道路5路線と県道総社足守バイパスの完成に伴う2路線でございます。

上から5行目までが、駅南一丁目ほかで行われた宅地開発で造られた道路で、建築基準法上の位置指定道路を市道として認定するものでございます。

そして、下2行が県道総社足守バイパスが完成したこと、その旧道区間やバイパス建設で分断された既存の道路を市道として認定するものでございます。これら7路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

次に、路線の位置について説明しますので、次のページをお開きください。

1ページ目は、三輪地内の開発に伴う開発道路、赤線のところを路線認定するものでございます。

続いて、2ページ目は井手地内の株式会社ハローズ総社店の南西で、緑色の開発道路の築造に伴う路線認定で、新たに①、②、③の赤線のところの3路線を認定するものでございます。

次、3ページ目にお進みください。

こちらについては、アサヒ飲料株式会社総社工場の南、三輪地内の位置指定道路の築造に伴う路線認定でございます。

最後のページ、4ページ目については、令和6年度に完成した県道総社足守バイパスのこれまでの旧道区間④を市道として認定するもの、そして県道総社足守バイパスの建設によって既存道路が分断されたため、赤線部分⑤を市道として認定するものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、路線認定で、路線番号の15-3240、認定4ですね、④、今回の黒尾支線3240号ですけど、これが今まで県道だったんですよね、これだけ狭くて通りにくかったんですけど、これが県道総社足守バイパスが開通したことによって、県道総社足守バイパスというか県道が真っすぐにつながったことによって、真っすぐってS字ですけど、つながったことによって、ここが市道としてということになるんですが、これ県が市道にする前にちゃんと舗装もしてくれて、きれいになったんですが、ここら辺の側溝がそのままなんですよね。ここがもし県がここをしてくれるって言ってるときに幾らかでも地域の方、要望を聞いて直せれなかつたのかなというのを思ったんですけど、そういった話というのは、これが是非を問うんじゃなしに、できるものなんですか、できないものなんですかね。今後そういうことがあったときに、せっかく県がしてくれる、または国がしてくれるというところがあったら、そのときには地域要望をできるだけ県または国にやっていただくというのがいいやり方かなと、市としてはですよ。と思うので、ここはそういう話があったのかどうかだけ、ちょっと教えていただけますか。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 溝手委員の再度の御質問にお答え申し上げます。

旧道区間の引継ぎについては、協定を結んだり、それから路線における補修箇所についての覚書なんかを締結させていただいて、どこどこに不具合があるかというところを建設部のほう、それから土木担当員と現地立会をしながら、路面補修が悪いとか、あるいは側溝の清掃が必要であるとか、そういうところをやっていく覚書を交わしているところでございます。

引継ぎ区間の路面補修工事に関する覚書で、令和7年度中にまだ取り組めてないところもあって、令和7年度中にやる箇所もございまして、側溝清掃も何百mとかというところで一応予定はしておりますんで、令和7年度中に不具合があったところを改修する見通しであるということでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 説明を聞いて、ある程度安心をいたしたところでございますが、だからその協議

の結果、側溝の清掃で済むと。例えば、蓋を替えたりとか、現場打ちだったか、製品だったかちょっと覚えてないんですけど、そういうものを入れ替えるようなことをしなくても、清掃で対応は十分ですよという協議の結果だったということで、改めてちょっと確認をさせてください。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 再度の質問にお答え申し上げます。

いろんな路面補修であったり、それから安全施設についても修繕があつたり、草刈りであつたり、側溝の破損箇所の修繕であつたり、そういうことを計25箇所ぐらいありますと、そこを令和7年度中に計画的にやっていくということで御了解ください。

以上です。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 改修箇所25件のうち、水路側壁修繕というのもありますんで、委員が言われておるところがどこかちょっと分からんんですねけれども、そういう項目もございますので、令和7年度中に一応改修していくということでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 ではこれをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第97号 市道の路線変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 議案第97号 市道の路線変更について御説明申し上げます。

このたび道路の起点、終点の変更に伴う路線変更は4路線でございます。

これらの4路線について御説明いたしますので、表を御覧ください。

変更する4路線のうち、上の2行が開発に伴う2路線、下2行が、先ほども申しましたが、県道総社足守バイパスの完成に伴う2路線でございます。これらの4路線の変更について、道路法第

10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

路線の位置などについては、次の1から3ページの位置図のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 一番上の総社二丁目の図面が、これ最初の図面ですよね。これを延長させたということなんですかね、市道を。南のほうへ。もともと市道でしょう、これ。南のほうへ延長させた、開発の道路にひつつけたということでよろしいんでしょうか。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 深見委員の御質問にお答え申し上げます。

おっしゃられるとおり、開発道路にひつつけたということになると、起点は変わりませんが、終点側の変更があったため、路線変更をするものでございます。

以上です。

(「分かりました。あまり詳しいことをここで聞いてもおえんので、了解です」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 分かりました。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 ではこれをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時41分